

＜次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画＞

「次世代育成推進法」に基づき、下記のとおり一般事業主行動計画を策定しました。本計画により、社員の仕事と子育ての両立を図るための「雇用環境」の整備を進めてまいります。

1. 計画期間 2023年4月1日 ～ 2026年3月31日 (3年間)
2. 目 標
 - ① 小学生の子を持つ労働者の短時間労働勤務制度を導入する。
 - ② 男性の育児・介護目的の休暇取得を推進する。
 - ③ 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の制度の周知や情報提供を行う。